令和4年12月27日 規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び中央市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年中央市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用の負担)

- 第2条 条例第3条第2項に規定する写しの作成その他開示の実施に要する費用は、次に 定めるところによる。
 - (1) 写しの作成に要する費用 別表第1に定める額
 - (2) 写しの送付に要する費用 当該写しの送付に要する額
- 2 前項に規定する開示の実施費用は、前納とする。ただし、実施機関(条例第2条第2項 に規定する実施機関をいう。)がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでな い。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

- 第3条 令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 郵便切手又は市長が定めるこれに類する証票で納付する方法
 - (2) 現金により納付する方法

(文書の様式)

- 第4条 法及び令の施行のために必要な文書の様式は、別表第2に定めるところによる。 (その他)
- 第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 - (中央市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 中央市個人情報保護条例施行規則(平成18年中央市規則第15号)は、廃止する。

別表第1(第2条関係)

種別	開示の方法	費用の額
文書及び図画	 複写機により写しを交付したもの	単色(黒) 1 枚につき 10円
	(日本産業規格A3判までの用紙と	カラー1枚につき 40円
	する。)	
	文書及び図画をスキャナにより読	CD-R1枚につき 100円
	み取って作成した電磁的記録を光	
	ディスクに複写したもの	
電磁的記録	 複写機により写しを交付したもの	単色(黒) 1 枚につき 10円
	(日本産業規格A3判までの用紙と	カラー1枚につき 40円
	する。)	
	光ディスクに複写したもの	CD-R1枚につき 100円

備考

- 1 日本産業規格A3判を超える規格の用紙を用いたときの枚数は、日本産業規格A3 判の用紙を用いた場合の枚数に換算して計算する。
- 2 用紙の両面に複写した場合については、片面を1枚として算定する。

別表第2(第4条関係)

様式番号	様式の名称	根拠規定
様式第1号	個人情報ファイル簿	法第75条
様式第2号	保有個人情報開示請求書	法第77条第1項
様式第3号	保有個人情報開示決定通知書	法第82条第1項
様式第4号	保有個人情報の開示の実施方法等申出書	法第87条第3項
様式第5号	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書	法第82条第2項
様式第6号	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	法第83条第2項
様式第7号	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	法第84条
様式第8号	他の実施機関への開示請求事案移送書	法第85条第1項
様式第9号	開示請求者への開示請求事案移送通知書	法第85条第1項
様式第10号	第三者意見照会書(法第86条第1項適用)	法第86条第1項

İ	1	1 1
様式第11号	第三者意見照会書(法第86条第2項適用)	法第86条第2項
様式第12号	保有個人情報の開示決定等に関する意見書	法第86条
様式第13号	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者へ	法第86条第3項
	の通知書	
様式第14号	保有個人情報訂正請求書	法第91条第1項
様式第15号	保有個人情報訂正決定通知書	法第93条第1項
様式第16号	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	法第93条第2項
様式第17号	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	法第94条第2項
様式第18号	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	法第95条
様式第19号	他の実施機関への訂正請求事案移送書	法第96条第1項
様式第20号	訂正請求者への訂正請求事案移送通知書	法第96条第1項
様式第21号	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	法第97条
様式第22号	保有個人情報利用停止請求書	法第99条第1項
様式第23号	保有個人情報利用停止決定通知書	法第101条第1項
様式第24号	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知	法第101条第2項
	書	
様式第25号	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	法第102条第2項
様式第26号	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知	法第103条
	書	
様式第27号	委任状(個人情報に係る開示請求用)	令第22条第3項
様式第28号	委任状(特定個人情報に係る開示請求用)	令第22条第3項
様式第29号	委任状(個人情報に係る訂正請求用)	令第29条において
		準用する令第22条
		第3項
様式第30号	委任状(特定個人情報に係る訂正請求用)	令第29条において
		準用する令第22条
		第3項
様式第31号	委任状(個人情報に係る利用停止請求用)	令第29条において

		準用する令第22条
		第3項
様式第32号	委任状(特定個人情報に係る利用停止請求用)	令第29条において
		準用する令第22条
		第3項
様式第33号	諮問書(開示決定等)	法第105条第3項
		の規定により読み替
		えて準用する同条第
		1項
様式第34号	諮問書(訂正決定等)	法第105条第3項
		の規定により読み替
		えて準用する同条第
		1項
様式第35号	諮問書(利用停止決定等)	法第105条第3項
		の規定により読み替
		えて準用する同条第
		1項
様式第36号	 諮問書([開示請求・訂正請求・利用停止請求]	法第105条第3項
	に係る不作為)	の規定により読み替
		えて準用する同条第
		1項
様式第37号	審査会諮問通知書	法第105条第3項
		の規定により読み替
		えて準用する同条第
		2項

個人情報ファイル簿

	A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH	
個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供さ		
れる事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるとき		
は、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の	名 称	
名称及び所在地	所在地	
訂正及び利用停止に関する他の		
法令の規定による特別の手続等		
	□法第 60 条第 2 項第 1 号	
個人情報ファイルの種別	(電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号
IEI JC III PRO J ST JO SO TEE JO	政令第21条第7項に該当	(マニュアル処理ファイル)
	するファイル 口有 口無	
行政機関等匿名加工情報の提案		
の募集をする個人情報ファイル		
である旨		
行政機関等匿名加工情報の提案		
を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工		
情報に関する提案を受ける組織		
の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工		
情報に関する提案をすることが		
できる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報		
が含まれているときはその旨		
備考		

(実施機関の長) 様

Ŧ

開示請求者 住所又は居所 氏 名 電 話 番 号

保有個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

求	める開示の実施方法等	等(本欄の記載)	は任意で	す。)		
ア	、イ又はウに〇印を化	対してください	0			
r	を選択した場合は、領	主権の方法及び	圣切口:	を記載し	てください	
-	で送れした物口は、	を 心の 万 仏及 い	加亚口。	C HL 494 C	(1 1 0	
	事務所における開示		San San City	2 111 190	C \ /C C V '6	
		の実施を希望で	する。		C \ //C C V .	
	事務所における開示	の実施を希望で	する。)	
ア	事務所における開示	の実施を希望 ⁻ □閲覧	する。		<u> </u>	
	事務所における開示 <実施の方法>	の実施を希望 [*] □閲覧 □その他(年	する。 □写し 月	の交付日	<u> </u>	

3 本人確認等

ア	開示請求者	□本人	□法定代理人	□任意代理人
1	請求者本人確認書	- 類		
	□運転免許証			
	□健康保険被保険	者証		
	□個人番号カード	又は住民	是基本台帳カート	(住所記載のあるもの)
	□在留カード、特	別永住者	証明書又は特別	永住者証明書とみなされる外国人登
	録証明書			
	□その他()
	※請求書を送付し	て請求を	する場合には、	加えて住民票の写し等を添付してく
	ださい。			
ウ	本人の状況等(法	定代理	人又は任意代理	人が請求する場合にのみ記載してく
	ださい。)			
	(ア) 本人の状況	□未成	年者(年	月 日生)
		□成年	被後見人	
		□任意	代理人委任者	
	(ふりがな)			
	(イ) 本人の氏名			
	(ウ) 本人の住所	又は居所	ř	
	(エ) 本人の電話	番号		
工	法定代理人が請求	ジする場	合、次のいずれ	かの書類を提示し、又は提出してく
	ださい。			
	請求資格確認書類	頁 口戸籍	F謄本	
		□登記	2事項証明書	
		口その)他()
オ	任意代理人が請求	さする場	合、次の書類を	提示し、又は提出してください。
	請求資格確認書類	頁 口委任	状	
		□その)他()

(開示請求者) 様

実施機関の長

囙

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、中央市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央市を被告として(中央市長が被告の代表者となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

示	の実施の方法等(同封の説明事項をお読み	yください。)
1)	開示の実施の方法等	
2)	事務所における開示を実施することがで	きる日時及び場所
	期間: 月 日から 月 日まで(土 時間:	上・日曜、祝祭日を除く。)
	場所:	
3)	写しの送付を希望する場合の準備日数	日
	写しの作成に要する費用	円
	写しの送付に要する費用	円

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(実施機関の長) 様

₹

開示請求者 住所又は居所 氏 名 電 話 番 号

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号:

日 付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	実	施の方法
	(1) 閲覧	ア 全部 イ 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	ア 全部 イ 一部 ()
	(3) その他	ア 全部 イ 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日 年 月 日 午前・午後
- 4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 同封する郵便切手等の額 円 無

(開示請求者) 様

実施機関の長

囙

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する条法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央市を被告として(中央市長が被告の代表者となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

 第
 号

 年
 月

 日

(開示請求者) 様

実施機関の長

印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等					
延長後の期間	日(開示決定等期限	年	月	日)	
延長の理由					

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

 第
 号

 年
 月

 日

(開示請求者) 様

実施機関の長

印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
法第84条の規定(開 示決定等の期限の特 例)を適用する理由	
残りの保有個人情報に ついて開示決定等をす る期限	(年 月 日までに可能な部分について開示 決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期 限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(他の実施機関の長) 様

実施機関の長

印

他の実施機関への開示請求事案移送書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報に係る事案 については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次の とおり移送します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	住所又は居所: 氏名: 電話番号: 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 □未成年者(年月日生) □成年後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の氏名 本人の住所又は居所 本人の電話番号
添付資料等	開示請求書 移送前に行った行為の概要記録
備考	(複数の他の行政機関に移送する場合には、その旨)

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(開示請求者) 様

実施機関の長

印

開示請求者への開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の実施機関において行われます。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 課 室 名: 担当者名:
	電話番号:

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(第三者利害関係人) 様

実施機関の長

印

第三者意見照会書(法第86条第1項適用)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないもの として取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個 人情報の名称等				
開示請求の年月日	年	月	日	
開示請求に係る保有個 人情報に含まれている (あなた、貴社等)に関 する情報の内容				
意見書の提出先	(実施機関)			
意見書の提出期限	年	月	日	

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

 第
 号

 年
 月

 日

(第三者利害関係人) 様

実施機関の長

印

第三者意見照会書(法第86条第2項適用)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないもの として取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個 人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1 号又は第2号の規定の 適用区分及びその理由	適用区分 □第1号 □第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個 人情報に含まれている (あなた、貴社等)に関す る情報の内容	
意見書の提出先	(実施機関)
意見書の提出期限	年 月 日

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(実施機関の長) 様

意見書提出者 住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地) (ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個	
人情報の名称等	
開示に関しての御意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

即

(反対意見書を提出した第三者) 様

実施機関の長

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有				
個人情報の名称等				
開示することとした				
理由				
開示決定をした日	年	月	日	
開示を実施する日	年	月	H	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央市を被告として(中央市長が被告の代表者となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

年 月 日

(実施機関の長) 様

₹

訂正請求者 住所又は居所氏 名電 話 番 号

保有個人情報訂正請求書

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個 人情報の訂正を請求します。

1	訂正請求に係る保有個 人情報の開示を受けた日		年	月	H			
		開示決定通知	書の	文書都	番号:			
2	開示決定に基づき開示			1	1付:	年	月	日
	を受けた保有個人情報	開示決定に基	づき	開示を	と受けた例	R有個人情:	報の名	称等
3	訂正請求の趣旨及び	(趣旨)						
1550	理由	(理由)						
4	訂正請求者 □ 本力	、 □ 法定代	建人	. 🗆	任意代理	人		
	請求者本人確認書類 □運転免許証							
	□健康保険被保険者証		115000-1000			130 100 707		
	□個人番号カード又は住員	尼基本台帳カー	- ド (1	主所記	載のある	もの)		
	□在留カード、特別永住者記	正明書又は特別	永住	皆証明:	書とみなさ	れる外国人	、登録記	E明書
	□その他()						
	※請求書を送付して請求する	場合には、加え	て住	民票の	写し等を済	給してくだ	さい。	

(1)	本人の状況	□未成年者(年	月	日生)	
		□成年被後見人				
		□任意代理人委任	E者			
	(ふりがな)					
(2)	本人の氏名					
(3)	本人の住所又	は居所				
(4)	本人の電話番	무				
7 法 さい	定代理人が請す	· ?する場合、次のレ	ヽずれか <i>0</i>	き類を	提示し、	又は提出してく
さい	定代理人が請す	マする場合、次の↓□戸籍謄本		き類を	提示し、	又は提出してく
さい	定代理人が請す	マする場合、次のレ □戸籍謄本 □登記事項証明		き類を		又は提出してく
さい	定代理人が請す	マする場合、次の↓□戸籍謄本		き類を	: 提示し、	又は提出してく
さい	定代理人が請す 。 求資格確認書類	マする場合、次のレ □戸籍謄本 □登記事項証明	書)	
さい 請 ³	定代理人が請す 。 求資格確認書類	マする場合、次のレ □戸籍謄本 □登記事項証明 □その他(書)	

(訂正請求者) 様

実施機関の長

印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算にて6か月以内に、中央市を被告として(中央市長が被告の代表者となります。)、があり、中央市を被告として(中央市長が被告の代表者となります。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の取消しの訴えを提起することができなくなります。)のただし、前記の審査方法とを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日のたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日のたと起りて1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(訂正請求者) 様

実施機関の長

印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、中央市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を経過した3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算甲でもかり、中央市長が被告の代表者となります。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内による裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内による裁決があり、の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該教決の日のの取消しの訴えを提起することができます。)なお、当該教決の日のの取消しの訴えを提起することができなくなり取消して1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

印

(訂正請求者) 様

実施機関の長

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等					
延長後の期間	日(訂正決定等期限	年	月	日)	
延長の理由					

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

印

(訂正請求者) 様

実施機関の長

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等					
法第95条の規定(訂 正決定等の期限の特 例)を適用する理由					
訂正決定等をする期限	年	月	日		

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(他の実施機関の長) 様

実施機関の長

印

他の実施機関への訂正請求事案移送書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり 移送します。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	住所又は居所: 氏 名: 電話番号: 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所 本人の電話番号
添付資料等	開示請求書 移送前に行った行為の概要記録
備考	(複数の他の行政機関に移送する場合には、その旨)

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

 第
 号

 年
 月

 日

(訂正請求者) 様

実施機関の長

印

訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の実施機関において行われます。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 課 室 名: 担当者名: 所 在 地: 電話番号:
備考	

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(他の行政機関の長等) 様

実施機関の長

印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(他の実施機関)に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有	
個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正理由)

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(実施機関の長) 様

₹

利用停止請求者 住所又は居所 氏 名 電 話 番 号

保有個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個 人情報の利用停止を請求します。

年	月	H			
		日付:	年 保有個人情	月 報の名利	日
				Ė	
:人 □法定化	大理人	□任意代	∵理人		
明書又は特別永)	:住者証	明書とみなる	される外国ノ		
	開示決定通知 開示決定に基 (趣旨) □第1号該 □第2号該 (理由)	開示決定通知書の文 開示決定に基づき開 (趣旨) □第1号該当 → □第2号該当 → (理由) は、 □法定代理人 基本台帳カード(住所明書又は特別永住者証)	開示決定通知書の文書番号: 日付: 開示決定に基づき開示を受けた。 (趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 (第2号該当 → 提供の停止 (理由) は、 □法定代理人 □任意代 基本台帳カード(住所記載のある。 明書又は特別永住者証明書とみなる。)	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (趣旨) □第1号該当 → □利用の停止、□消却 □第2号該当 → 提供の停止 (理由) は、 □法定代理人 □任意代理人 基本台帳カード(住所記載のあるもの) 明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人)	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名利 (趣旨) □第1号該当 → □利用の停止、□消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

(1) ;	本人の状況	□未成年者(年	月	日生)
			□成年被後見人			
			□任意代理人委任	者		
		(ふりがな)				
(2)	本人の氏名				
(3)	本人の住所ス	(は居所			
(4)	本人の電話都	5号			
	34·45	 	LTHA WALL	21- J. A. +	とおおよい 伊	三1 刀は押山してください
1	坛丛	江连八か前オ	くする場合、伏のいす	オレカンの音	7段 在 加	示し、又は提出してください
			(する場合、伏のいす [□戸籍謄本	オレカ・ロノ書	7.50 亿 饭	がし、文は促出してください
					7.独 征 证	かし、又は促出してください
			[□戸籍謄本		7.独 征 饭)
ā	事求 }	資格確認書類	□戸籍謄本 □登記事項証明 □その他(書) 又は提出してください。
計 8	情求§	資格確認書類	□戸籍謄本 □登記事項証明 □その他(求する場合、次の記	書)

(利用停止請求者) 様

実施機関の長

印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

97	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
利用停止請求に係る保有	
個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
	(利用停止決定の内容)
利用停止決定をする内容	
及び理由	(利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、中央市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を組織して 3 か月以内であっても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算中でもます(なお、この決定の日を被告として(中央市長が被告の代表者となります。)、が方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当なの理由がない限り、処分の訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対決の日の取消しの訴えを担って 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(利用停止請求者) 様

実施機関の長

印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
利用停止をしないことと した 理 由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、中央市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算甲で名が被告の代表者となります。)、一大法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央市長が被告できます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対方とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該表決の決めるに対方を提起することができます。(なお、当該審査請求に対方とを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の公司から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(利用停止請求者) 様

実施機関の長

印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等				
延長後の期間	日(利用停止決定等期限	年	月	日)
延長の理由				

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

印

(利用停止請求者) 様

実施機関の長

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等					
法第103条の規定(利用 停止決定等の期限の特例) を適用する理由					
利用停止決定等をする期限	年	月	日		

本件連絡先 (実施機関・所管課名) (担当者名) (電話番号)

委 任 状 (個人情報に係る開示請求用)

代理人(受任者) 住所又は居所

氏 名

上記の者を代理人と定め、次の事項について委任します。

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権 限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を 受ける権限

年 月 日

本人(委任者)

住所又は居所

氏 名

-н

(H)

電話番号

- (注) 次のいずれかの措置をとってください。
 - (1) 本人(委任者)の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - (2) 本人(委任者)の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任 状 (特定個人情報に係る開示請求用)

代理人(受任者) 住所又は居所 氏 名

上記の者を代理人と定め、次の事項について委任します。

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を 受ける権限

年 月 日

本人(委任者)

住所又は居所

氏 名

電話番号

1

- (注) 次のいずれかの措置をとってください。
 - (1) 本人(委任者)の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - (2) 本人(委任者)の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委 任 状 (個人情報に係る訂正請求用)

代理人(受任者)

住所又は居所

氏 名

上記の者を代理人と定め、次の事項について委任します。

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求 に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

本人(委任者)

住所又は居所

氏 名

電話番号

(II)

- (注) 次のいずれかの措置をとってください。
 - (1) 本人(委任者)の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - (2) 本人(委任者)の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任 状 (特定個人情報に係る訂正請求用)

代理人(受任者)

住所又は居所

氏 名

上記の者を代理人と定め、次の事項について委任します。

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正 請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

本人(委任者)

住所又は居所

氏 名

電話番号

(II)

- (注) 次のいずれかの措置をとってください。
 - (1) 本人(委任者)の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - (2) 本人(委任者)の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委 任 状 (個人情報に係る利用停止請求用)

代理人(受任者) 住所又は居所 氏 名

上記の者を代理人と定め、次の事項について委任します。

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び 利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

本人(委任者)

住所又は居所

氏 名

電話番号

(FI)

- (注) 次のいずれかの措置をとってください。
 - (1) 本人(委任者)の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - (2) 本人(委任者)の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委 任 状 (特定個人情報に係る利用停止請求用)

代理人(受任者) 住所又は居所

氏 名

上記の者を代理人と定め、次の事項について委任します。

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限 及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける 権限

年 月 日

本人(委任者)

住所又は居所

氏 名

電話番号

(II)

- (注) 次のいずれかの措置をとってください。
 - (1) 本人(委任者)の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
 - (2) 本人(委任者)の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

印

中央市情報公開·個人情報保護審查会 様

実施機関の長

諮問書 (開示決定等)

個人情報の保護に関する法律第82条の規定による開示決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて 準用する同条第1項の規定により諮問します。

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(1) 開示決定等の日付、文書番号
(2) 開示決定等をした者
(3) 開示決定等の概要
(1) 審査請求日
(2) 審査請求人
(3) 審査請求の趣旨
(1) 保有個人情報開示請求書(写し)
(2) 保有個人情報開示決定通知書(写し)又は保有個人
情報の開示をしない旨の決定通知書(写し)
(3) 審査請求書(写し)
(4) 理由説明書
(5) 開示の実施を行った保有個人情報が記載された行
政文書等(写し)
(6) その他参考資料

- (注1) 「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。
- (注1)「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の口をデェックすること。また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条又は文書不存在)を記載すること。
 (注2)「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
 (注3)「(6) その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている。
- 場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人 又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、 個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定による開示決定 等の期限に係る通知の写し等である。

印

中央市情報公開·個人情報保護審查会 様

実施機関の長

諮問書 (訂正決定等)

個人情報の保護に関する法律第93条の規定による訂正決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて 準用する同条第1項の規定により諮問します。

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(70'1 194.)		
審査請求に係る保有個 人情報の名称等		
	1) 訂正決定等の日付、文書番号	
審査請求に係る訂正決定等	2) 訂正決定等をした者	
(訂正決定等の種類) □訂正決定	3) 訂正決定等の概要	
口不訂正決定		
	1) 審査請求日	
審査請求	2) 審査請求人	
	3) 審査請求の趣旨	
諮問の理由		
参加人等		
	1) 保有個人情報訂正請求書(写し)	
	2) 保有個人情報訂正決定通知書(写	よし)又は保有個人
添付書類等	情報の訂正をしない旨の決定通知	書(写し)
IN I I BA T	3) 審査請求書(写し)	
	4) 理由説明書	
	5) その他参考資料	

- (注1) 「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の口をチェックすること。
- (注2) 「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。 (注3) 「(5) その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合の それを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は第95条の規定 に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている 場合には、当該根拠資料を添付する。

印

中央市情報公開·個人情報保護審查会 様

実施機関の長

諮問書 (利用停止決定等)

個人情報の保護に関する法律第101条の規定による利用停止決定等について、 別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替 えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(70'1 194.)		
審査請求に係る保有個		
人情報の名称等		
審査請求に係る利用	(1)	利用停止決定等の日付、文書番号
停止決定等	(2)	利用停止決定等をした者
(訂正決定等の種類)	(3)	利用停止決定等の概要
□利用停止決定		
□不利用停止決定		
	(1)	審査請求日
	(0)	宏木建 业
審査請求	(2)	審查請求人
	(3)	審査請求の趣旨
₩ HI		
諮問の理由		
参加人等		
₩ ± 500 H 35	(1)	四七四 康知利田店正該令事/P)
	(1)	保有個人情報利用停止請求書(写し)
添付書類等	(2)	保有個人情報利用停止通知書(写し)又は保有個人
	信	青報の利用停止をしない旨の決定通知書(写し)
柳門首規守	(3)	審査請求書(写し)
	(4)	理由説明書
	(5)	その他参考資料

- (注1) 「(利用停止決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の口をチェックする
- それを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は第103条の 規定による利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されて いる場合には、当該根拠資料を添付する。

印

中央市情報公開·個人情報保護審查会 様

実施機関の長

諮問書

([開示請求・訂正請求・利用停止請求]に係る不作為)

個人情報の保護に関する法律[第76条に基づく開示請求・第90条の規定による訂正請求・第98条の規定による利用停止請求]に係る不作為について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

本件連絡先

(実施機関・所管課名)

(担当者名)

(// // // // // // // // // // // // //	
[開示請求・訂正請求・	
利用停止請求]に係る	
保有個人情報の名称等	
	(1) [開示請求・訂正請求・利用停止請求] の日付、文
審査請求に係る[開示	書番号
請求・訂正請求・利用	
停止請求]	(2) [開示請求・訂正請求・利用停止請求] の宛先
補正に要した日数、[開	
示決定等・訂正決定	
等·利用停止決定等]	
の期限	
	(1) 審査請求日
審査請求	(2) 審查請求人
	(3) 審査請求の趣旨
諮問の理由	
参加人等	
	(1) 保有個人情報 [開示請求書・訂正請求書・利用停
	止請求書](写し)
添付書類等	(2) 審査請求書(写し)
	(3) 理由説明書
	(4) その他参考資料

- (注1) 「[開示請求・訂正請求・利用停止請求]に係る保有個人情報の名称等」について は、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又 は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の 名称を記述すること。
- (注2) 「補正に要した日数、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律[第83条第2項・同法第94条第2項・第102条第2項]の規定による期間の延長を行った場合には[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の期限を、[同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限・同法第95条の規定が適用された場合には訂正決定等をする期限・同法第103条の規定が適用された場合には利用停止決定等をする期限]を、それぞれ記述すること。

- (注3) 「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(行政不服審査法第 3条に規定する「相当の期間」をいう。以下同じ。)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- め。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。 (注4) 「(3) 理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。
- (注5) 「(4) その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

印

(審査請求人等) 様

実施機関の長

審査会諮問通知書

年 月 日付けの(実施機関)に対する審査請求について、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等							
審査請求に係る[開示 決定等・訂正決定等・ 利用停止決定等]							
審查請求	(1)	審查請	求日	ì			
諮問日·諮問番号		年	月	日	 諮問 	第	号

- (注1) 「審査請求に係る[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]」については、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の日付・文書番号、[開示決定等・訂正決定等・訂正決定等・利用停止決定等]をした者、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の種類(開示決定、不開示決定等)を記載する。
- (注2) 「諮問日・諮問番号」は、中央市情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

本件連絡先 (実施機関・所管課名) (担当者名)

- 様式第1号
- 様式第2号
- 様式第3号
- 様式第4号
- 様式第5号
- 様式第6号
- 様式第7号
- 様式第8号
- 様式第9号
- 様式第10号
- 様式第11号
- 様式第12号
- 様式第13号
- 様式第14号
- 様式第15号
- 様式第16号
- 様式第17号
- 様式第18号
- 様式第19号
- 様式第20号
- 様式第21号
- 様式第22号
- 様式第23号
- 様式第24号
- 様式第25号
- 様式第26号
- 様式第27号
- 様式第28号
- 様式第29号

様式第30号

様式第31号

様式第32号

様式第33号

様式第34号

様式第35号

様式第36号

様式第37号